

松本・土井アイリン海外留学助成金

令和5年度(2023年度)助成希望者募集要項

宝塚市は、松本・土井アイリン海外留学助成基金による助成を希望する宝塚市民の青少年を次のとおり募集します。

1 応募締め切り

- 第1回 令和5年(2023年) 6月 2日(金) (令和5年8・9・10月に留学を開始される方)
第2回 令和5年(2023年) 11月 2日(木) (令和6年1・2月に留学を開始される方)
第3回 令和6年(2024年) 2月 2日(金) (令和6年4月に留学を開始される方)

※上記以外の時期に留学を開始される方は、出発(予定)の概ね3ヵ月前にご連絡ください。

なお、原則として今年度内(～令和6年(2024年)3月29日(金))に申請できない方及び令和6年(2024年)夏以降に留学を開始される方は今年度の募集対象となりません。

2 助成の対象(次の(1)～(4)全てに該当する者)

- (1) 26歳未満の宝塚市民
- (2) 申請日現在、宝塚市内に継続して3年以上居住している者
- (3) 海外の大学(大学院、学部)、短期大学、高等学校またはこれに相当する教育・研究機関へ2学年度以上留学することが既に決定している者
- (4) 過去に当該助成金の交付を受けたことのない者

※なお、次の①～④の場合は、助成対象となりません。

- ①現在、海外に留学中の場合 ②専門学校への留学 ③職業訓練を目的とする学校への留学
④語学習得のみを目的とした留学

3 助成額 2回分割で交付: 留学先へ入国時 500,000円、研究活動結果報告時 100,000円 留学1回につき合計: 600,000円

4 審査と交付決定等

(1) 審査

- ①審査方法 提出書類と申請者本人への面接により、総合的に適否を審査します。
②審査時期 各応募締め切り後に、審査(面接)を設定します。

(2) 交付決定 上記審査終了後、通知します。(面接審査の1週間程度後)

(3) 助成金の返還

留学期間を満了せず途中で退学された場合、留学活動以外に助成金を使用したと認める場合、または助成決定の条件に反すると認める場合等は、支給された助成金を全額返還していただきます。

5 応募方法 次の書類を提出してください。

- (1) 助成金交付申請書(様式1) 1部
- (2) 留学先からの留学許可書等の写し(学校名、留学期間が明記されたもの。留学先の学校から発行されたものと、それを日本語に翻訳したもの)各1部
- (3) 住民票の写し 1部(3ヵ月以内に交付されたもの。申請者本人分のみ、世帯主、続柄、本籍地省略可)
- (4) 在学または在職証明書 1部
- (5) 小論文(留学の目的、留学後の活動等について日本語と留学先の言語の両方で作成してください。A4版各1枚程度。)
※提出いただいた書類は返却致しません。また、提出書類確認のため留学許可書等の日本語への翻訳を外部に依頼する場合がありますので、予めご了承ください。

6 応募受付

- (1) 受付場所 宝塚市役所 産業文化部 宝のまち創造室 文化政策課
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時30分(ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます。)

7 報告等

助成金の交付を受けた方は、留学期間中、活動状況を年2回程度報告するとともに、留学終了後1ヵ月以内に研究活動報告書を提出してください。

8 問い合わせ先

宝塚市役所 産業文化部 宝のまち創造室 文化政策課
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 Tel. 0797-77-2009 Fax. 0797-77-2171
Eメール m-takarazuka0271@city.takarazuka.lg.jp